

- 1 開催日時：平成23年12月12日（月） 17：30～18：32
 - 2 場所：内閣総理大臣官邸2階大ホール
 - 3 出席者：
 - 内閣官房長官 藤村 修（会長）
 - 内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 川端 達夫（会長代行）
 - 社会保障・税一体改革担当大臣 古川 元久（会長代行）
 - 総務副大臣 黄川田 徹
 - 財務副大臣 五十嵐 文彦
 - 内閣府大臣政務官 大串 博志
 - 厚生労働副大臣 辻 泰弘
 - 愛媛県知事 中村 時広（副会長）
 - 広島県議会議長 林 正夫
 - 上田市長 母袋 創一
 - 八王子市議会議長 水野 淳
 - 鳥取県日吉津村長 石 操
 - 奈良県田原本町議会議長 松本 宗弘
 - 内閣官房副長官 竹歳 誠（陪席）
 - 内閣府副大臣 後藤 斎（陪席）
 - 総務大臣政務官 福田 昭夫（陪席）
 - 4 協議事項：
 - 社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果についての議論の整理
-

○挨拶等

（福田総務大臣政務官） それでは、会長の御指示により議事進行を務めます、総務大臣政務官の福田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今から「社会保障・税一体改革分科会」を開催します。本日はお忙しい中、御参集をいただき、誠にありがとうございます。

本日の協議事項は「社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果についての議論の整理」です。

初めに、本分科会会長の藤村内閣官房長官から御挨拶をいただきます。

（藤村内閣官房長官） どうも本日も御苦勞様でございます。

前回は第2回目ということでありまして、厚生労働省からは、社会保障関係の地方単独事業の分析等について説明を受け、更に地方側からも厚生労働省の分析について、様々な御意見を頂き、その後、また皆様方から、更に御意見を頂いたところでありました。

前回も申し上げましたとおり、何よりもまず、社会保障・税一体改革をまとめていかなければ、この国と地方の配分の議論も進まないわけであります。そうした観点から、地方側の皆様方もこの改革を是非応援していただきたいと、改めて申し上げたいと存じます。

本日は、可能な限り議論の整理を行っていきたいと考えています。国、地方の双方から建設的な御議論をいただいて、実りある会議になることを期待していますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

続きまして、副会長の中村愛媛県知事から御挨拶をいただきます。

(中村愛媛県知事) それでは、地方六団体を代表いたしまして、御挨拶をさせていただきますと思います。

こうした場が設けられたのは、政権交代による地方分権の推進というものの一つの足跡だろうと思っております。その点については、地方としては、本当に高く評価をさせていただいているところであります。

ただ、この社会保障という分野については、国民の側からすれば、地方がやっても国がやっても、余り分離して見ていないわけで、やはり国と地方がしっかりと議論をし、一体として築き上げていくことが必要であることは、言うまでもないことと思っております。特にそういう中で、現場を預かり、日々国民と向き合っている地方の声を是非受け止めていただきたいと思っております。このことを心からお願い申し上げたいと思っております。

前回は資料等々でいろいろな問題もありました。今日は御出席されていませんが、藤田厚生労働大臣政務官から地方単独事業について、その重要性を十分理解しているという言葉を受けたのは、大変大きな前進ではなかったかと思っております。政治家同士の認識ということについては、溝が埋まって来ていると受け止めているところであります。

今回はそういった意味で、更なる道筋をつけるということで議論を深めたいと思っておりますが、前回申し上げたように、もしこの合致点が見いだせた場合は、私ども地方も国民に対して、税の問題について一緒になって向き合っていく立場に立ちます。国会議員の定数削減等々については、先送りということで民主党の一部の議員が署名活動も始めたようですが、国民は一体となっているという目で見ているということは、是非、お伝えさせていただきたいと思っております。大変申し訳ありませんが、国会議員の定

数削減、世襲制限は、自民党にも突き付けるような覚悟で臨んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

(報道関係者退室)

(福田総務大臣政務官) それでは、時間も限られていますので、協議事項に進みます。まず、大串内閣府大臣政務官から説明をお願いします。

○協議事項（社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果についての議論の整理）について

(大串内閣府大臣政務官) ありがとうございます。内閣府の政務官をしています、大串であります。

当分科会におきましては、本日で3回目の開催になります。精力的に御議論をいただき、本当にありがとうございます。

本日はこれまでの議論を踏まえさせていただきまして、内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省の関係四府省の連名で「地方単独事業の総合的な整理についての論点」として、取りまとめさせていただきました。これを私の方から御報告させていただきたいと思います。

お手元の資料1を御覧ください。上から御紹介をさせていただきます。

1つ目の○について、本年6月に策定されました「社会保障・税一体改革成案」においては、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する」とされています。

地方単独事業の総合的な整理は、消費税収の地方への配分ひいては国民負担につながるものであることを踏まえまして、国民負担の議論に耐え得るデータに基づいて、客観的かつ透明性の高い整理を行うべきであります。もとより、地方単独事業の必要性については、それぞれの地域の判断が尊重されるべきであることは言うまでもありません。

3つ目の○ですが、このような状況の下、総務省が11月10日に公表しました「地方単独事業に関する調査結果」におきまして、「医療」、「介護・高齢者福祉」、「子ども・子育て」に該当するものとして報告があった事業は、5.1兆円程度でありました。一方、厚生労働省の分析によりますと、「医療」、「介護」、「子ども・子育て」に該当する事業は、総額で3.8兆円程度でありました。

今後、地方との協議を踏まえて策定された「成案」に沿って、以下の整理が必要であると考えています。

一つ目は、「社会保障四分野」（「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」）に該当するかどうかであります。

国・地方ともにあくまでも「成案」における「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」は限定的に解すべき、この場合、例えば医療では、医療保険制度などによる医療の給付に要する費用、介護では、介護保険制度による介護給付に要する費用が対象となり、介護以外の高齢者福祉などは対象外、という見解がある一方で、医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきものは、「四分野」の範囲内として整理すべき、この場合、例えば、医療では、予防接種・がん検診など、介護では、養護老人ホーム・介護予防など、少子化では、幼児教育などが対象、との見解もあります。なお、先の「調査結果」につきましては、従来の地方単独事業の推計とは、各項目の区分あるいはシェアなどに差異が見られるということでもあります。

二つ目は、「給付」に該当するかどうかという論点であります。

保健師、保育士、児童福祉司等が提供する社会保障サービスは住民に対する現物サービスそのものであることから、これらのサービス提供に直接従事する職員等の人件費は「官の肥大化」には該当するものではなく、また、受益が国民に帰属するものは「社会保障給付」と整理すべきという見解がある一方で、国が制度として行っている社会保障については、人件費などの事務費や管理費は、「社会保障給付費」に含んでおらず、「成案」にある「全て国民に還元し、官の肥大化には使わない」との観点から事務費や人件費などが含まれていないか、受益が直接個人に帰属しているか精査が必要という見解もあります。

三つ目は、「制度として確立された」ものであるかどうかという論点です。

法令上の規定があるかどうかだけではなく、納税者の立場に立って、必要なサービスとして広く実施されているものは「制度として確立された」ものと整理すべきではないかという見解がある一方で、極力客観的な基準を用いて整理すべきであり、法令上の義務規定の有無もそうした基準の候補の一つであるとする見解、全国的に実施されているかどうか、地域偏在があるかどうかも重要な基準との見解もあります。

これらの諸点につきまして具体的にどのように整理していくのか、なお議論を要することから、地方の皆様と協議を行いつつ、政府部内で更に詰めていく必要があるということでもあります。

更に社会保障は、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要でありまして、社会保障安定財源を確保する社会保障・税一体改革の実現に向けて、国・地方双方が協力しながら推進していく必要があるとしています。

以上でありまして、今後関係四府省として取りまとめた論点を踏まえまして、地方の皆様の見解も受け止めさせていただきまして、政府部内で更に詰めさせていただければと考えていますので、どうかよろしくご意見申し上げたいと思います。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

次に、中村知事から説明をお願いいたします。

(中村愛媛県知事) ただ今御説明があったペーパーについて、発言をさせていただきたいと思います。

前回、五十嵐財務副大臣からありました、地方と国で一体となって考えていこうという呼びかけは、大いに賛同するところであります。単なる分捕り合いではないということでした。しかしながら、このペーパーは両論併記になっていますが、どちらかと言えば事務レベルと地方六団体のぶつかり合いが列挙されていて、政治判断はまだこれからではないかと思えます。そういう観点から指摘をさせていただきたいと思えます。

そもそもこの地方単独事業を認めるか認めないかという議論の根幹にあるのは、認めなければ国と地方の配分比率が3対1になり、認めれば2対1になるということです。極めて単純なところからスタートしているように思えてなりません。財務省の発言でも、認められるのは、法令で決まった妊婦・産婦健診の約400億円だけという発言が公式に出ていましたし、残念ながらそういうところからスタートをしました。

この文章で今日初めて出てきたものが、〇の3つ目の3.8兆円という数字だと思えます。ただ、この3.8兆円というものの前に、実は地方が主張しているのは6.2兆円でありまして、社会保障四分野に限ることなく、幅広い分野で判断すべきではないかという主張をずっと続けてきています。四分野で欠落するものは、一番大きいのは障害者福祉です。それから、貧困・格差対策です。こういったものが今回の議論から抜け落ちてしまうと5.1兆円という数字になります。ですから、障害者福祉、貧困・格差対策をどう受け止めるかということも大事なテーマとして、依然として積み残しになっているという認識に立っています。

次に、四分野に限って見たときに、総務省が試算した5.1兆円が3.8兆円になるということは、同じ観点で3.8兆円は認めたということであろうと受け止めたいと思えます。しかし、この3.8兆円は実はベースデータで、ここからいろいろとぎくぎくやっていると400億円になるということであるならば、話にならないわけです。そこが一番気にかかる場所です。

特にこの文章で、地方は医療、介護、高齢者福祉、子ども・子育てと書いてありますが、下の方の厚生労働省の分析になると、高齢者福祉が文言としてぽっかり抜け落ちていきます。ここは次の①に出てくる話ですが、国は介護以外の高齢者福祉などは対象外という、事務レベルではそういう認識に立っています。しかしながら、例えば養護老人ホームの入居の措置費や介護予防は重要な福祉政策であって、ここを認めなかったら、どんどん要介護者が増えてしまいます。我々は、予防というものがいかにその歯止めになっているかということ、社会保障全体の中で位置付けておく必要があるという立場に立ちます。

もう一つは、幼保一元化の問題です。これについても前回、幼稚園だけ抜け落ちていましたが、これは文部科学省の管轄だから抜け落ちたのかなと言わせていただきま

したが、政府も幼保一元化政策を進めている以上は、この幼稚園の問題を切り離すことは無理があるという立場も改めて主張させていただきたいと思います。

②のマンパワーの問題では、これは前回お話ししたように、地方は臨時職員を多用したり、人件費の正規職員の単価も国より安くやっています。正に人がいなかったら、サービスは提供できません。正にこれは事業、給付だという観点です。これはもう地方の現場を預かる実態であり、実感でもありますし、国民にも当然それは理解をしていただいていると思います。

官の肥大化というのは、地方では起こっていません。この10年間で都道府県職員数は18%の削減を実施してきたという実績を積み上げてきました。是非その辺りを受け止めていただきたいと思います。

③ですが、法令上の義務規定にこだわられています、前回指摘させていただいたように、国保の繰入れはなぜ行われているのでしょうか。皆保険を維持するためであります。そして、また病院の繰入れはなぜ行われているのでしょうか。これは公営企業法に基づいてへき地医療や救急医療をカバーするために繰り入れています。そして、乳幼児医療は国に先取りして、少子化対策を実施しているということです。こうしたことから、制度として定着したものは確立されていると見るのは、納税者にも理解が得られると思っております。以上、このペーパーについての思いを述べさせていただきました。

もう一つだけ、五十嵐副大臣から前回、交付税の問題が出ましたが、これこそ前政権、自民党政権が地方の信頼を失った根幹でありまして、あの時には三位一体改革で財源移譲3兆円、補助金カット4兆数千億円、そして交付税削減が5兆円あったわけです。これでもう我々は追い込まれたわけでありまして。

知事会の調査ですが、基準財政需要額と決算額の間には大きな開きが現実として出てきています。最新では平成22年11月に作成したものでありますが、基準財政需要額と決算額の間には2.2兆円の大きな乖離かいりが存在しています。交付税というものをうまく活用して、ここでやるからと言われたものの、実際はそこをばさっとやられたことによって、地方は前政権に反旗を翻したという歴史があるということは、是非受け止めていただきたいと思います。以上です。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、意見交換を行いたいと思います。御意見等がありますか。

(辻厚生労働副大臣) 厚生労働省であります。

社会保障に関する施策の推進に当たりましては、地域住民に身近なところでサービスを設計し実行する地方自治体の役割は極めて重要であります。今後とも国と地方が地域住民の生活の向上という共通の目的を共有し、適切な役割分担の下で協力をしながら取り組んでいくことが不可欠であります。そして、社会保障・税一体改革成案に基づく地方単独事業の分類に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障給付費及び

社会保障に要する費用全体それぞれの的確な把握と、それぞれの事業の機能と性格に着目した分類が必要であると考えております。

先般、総務省が調査をされました社会保障関係の地方単独事業につきまして、私も分析いたしましたところ、総額 6.2 兆円のうち社会保障四分野に該当するものは、おおむね 3.8 兆円程度と見込まれると考えています。その上で消費税の使途、配分という観点から見ますと、一体改革成案にありますように、社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することなどの考え方が示されているわけでありまして、厚生労働省といたしましては、この方針の下で地方単独事業についての財源の確保が検討されるべきものと考えています。とりわけ社会保障給付に該当するか否か、社会保障四経費に該当するか否かといった観点から、地方単独事業を分類・整理し、関係府省間で議論していくことが必要であると考えているところであります。

そして、まず社会保障給付に該当するか否かの考え方についてであります。社会保障給付であるためには、受益が直接個人に帰属することが必要と考えています。また、国の制度として行われている社会保障であっても、人件費などの事務費や管理費については、社会保障給付の対象とされていないということでありまして、例えば介護、福祉の施設整備費や人件費など、個人に対する直接的な社会保障給付と言えないものについては、国の事業であっても地方単独事業であっても、社会保障給付に該当しないものと整理すべきではないかということが厚生労働省の考え方でありまして、

また、社会保障四経費に該当するか否かの考え方についてであります。高齢化に伴って構造的に増大していく医療、介護、年金の費用、不足している保育等の子ども・子育てサービスを抜本的に増やしていくための費用、これらの制度を持続可能なものとするための機能強化に要する費用があります。こういった財源を消費税収で確保する趣旨と考えているところでありまして、それらの対象としては制度として確立しているものが該当すると考えているところであります。

医療分野では医療保険制度などによる医療の給付に要する費用、介護分野では介護保険制度による介護給付に要する費用、年金分野では共済を含む公的年金制度に基づく年金給付に要する費用、子ども・子育て新システムに基づく費用に要する費用などが対象となるものと考えられるところでありまして、介護以外の高齢者福祉などは対象とはならないのではないかと考えているところであります。

このような考え方に立ちますと、社会保障四分野に該当する 3.8 兆円のうち、社会保障給付に該当するものはおおむね 2.6 兆円程度になるのではないかと見込んでいます。しかしながら、社会保障給付に該当するか否かの範囲の考え方については、保育士、保健師、児童福祉司等の人件費の扱い等について御議論があるところでありますし、また、制度として確立しているか否かの範囲の考え方についても、関係者間で御議論があるところでありまして、これらの点については今後、引き続き議論をしてい

ただが必要があると考えているところであります。なお、これらの分類は入手した資料を基に厚生労働省の事務方において、粗々整理をさせていただいたものでありまして、今後、関係府省間又は皆様方と引き続き、その内容について精査をしていく必要があると考えています。以上、厚生労働省としての見解を申し述べさせていただきました。時間をいただき失礼いたしました。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、川端内閣府特命担当大臣（地域主権推進）、お願いいたします。

(川端内閣府特命担当大臣) 今日は両論併記で3つの論点が出されまして、政府間でもよく相談をしないとイケないという話で、皆様からまた伺う中で進めていきたいと思いますが、成案の中では地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高めています。あるいは国とともに社会保障制度を支える、地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図るとというのが議論の基であるというのは、先ほど御指摘のとおりです。

そういう意味では、国の施策は比較的粗いセーフティネットワークです。その隙間を地方がその地域の実情に応じて、きめ細かく二重のネットワークを張ります。国と地方のそれぞれの役割を分担することで、より社会保障をやろうということが趣旨であり、あるべき姿だと思っています。

そういう中で、税と社会保障の一体改革の中で、納税者に対して負担をお願いするというのが前提であります。そして、これもお話が出ましたが、納税者にとって、これは国、これは地方という意識は基本的にないという意味で言うと、税を負担すれば、今のいろいろとやってもらっているものが基本的に維持されると同時に、良くなっていくということで、そのために払おうということが基本であると思います。

先ほどの①～③の論点があることは事実です。そういう時に非常に限定的に一部だけをやるという当てはめ解釈をして、様々な地方の単独事業は整理の対象外とするということは、国がその項目に対しては、安定財源の確保は必要ないというメッセージを出すことにつながってしまうので、そういう意味では納税者の負担は増えますが、給付は減っていくという意味にとらえられかねません。とてもではないですが、納税者の理解を得るということにならないのではないのでしょうかということが考え方としては基本にありますので、我々はどういう立場でやるか、納税者に負担をお願いするときに、役割を分担していくという基本に戻った時の整理が必要と我々は思っています。以上です。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

五十嵐副大臣、どうぞ。

(五十嵐財務副大臣) 国側ばかりですみません。本当にいい機会を与えていただいて、私は中村知事の言うことは良く分かります。私は元々補完性の原理論者ですから、憲法も変えて、まず政治は市町村が担うべきであると思います。市町村がやれないこと

を広域の二次的な団体がやります。それでもやらないところを国が最後を引き受けるという考え方に立って、イタリア的な憲法をつくった方がいいと思っている論者です。かつ、先ほど御指摘がありました、自民党は交付税で全部措置しますから大丈夫ですと言いながら、総額を機械的に切ってきたので、信用できないではないかというお話も良く分かります。

ただ、交付税について言えば、需要と決算額の乖離^{かいり}が2.2兆円と御指摘をされましたが、一方で、いわゆる水膨れ分もありますので、きちんとそこは精査していかないと理解を得られませんということも、御指摘をさせていただきます。

その上で、今回そもそも何でこういう話になっているかということの私なりの理解ですが、結局、今回のいわゆる消費税のアップ分をどうするかという話で言うと、将来と今回とは分けて考えなければいけません。要するに今の時点では、どちらにしても社会保障総額をカバーできるわけではありませんから、優先的にどこに充てるのでしょうかということ。はみ出したから切るという話ではありません。逆にはみ出したということを認定して、そこが大きくなると川端大臣が言われたように、では、すぐに2%や1.5%など、また上げるのかととられて、結局は納税者の理解を得られなくなるのではないのでしょうか。将来と今回を混同しているということです。ですから、そこは分けて考えていただきたいということが1つです。

要するに、今回のアップ分を全部国で使うと言っているわけではないですから、そこは考えていただいて、まずとにかく社会保障制度全体として安定していくためには、今回はどうしても最低6%は必要で、それは国と地方でうまく考えていかなければいけないということは確かなわけです。

ただ、なぜ将来の話が出てくるかと言いますと、いわゆる社会保障・税一体改革成案の中で、将来的には社会保障給付に係る公費全体について、消費税を主たる税源として確保すると書いてあります。そうすると将来的には、ほぼその消費税だけが社会保障のニアリー・イコールになるのではないかということから、まず地方分を確保しておこうという考え方が出てくると思っています。しかし今回の改革と将来像とはまた別で、これは将来的には国民が心配するような、更なる引き上げも実は当然出てくるだろうと思いますが、そのことまで先取りをして、逆に今論議をしてしまうと、今回のアップも難しくなるということを私どもは心配をしています。

端的に申し上げますが、ここはきちんとリーズナブルなところで、私どもとしては国の方が大変なので、保守的に見させてくださいということは確かですが、保守的に見ていかないと国民の誤解を生むということですが、決して国だけが取って、地方には全く渡しませんということを言っているわけではありませんので、そこはリーズナブルに組み立てができるように見ていきたいと思いますという優先順位をこの限りにおいて付けていかなければいけません。ただし、今の時点でおしまいではないですから、交付税もあれば、一括交付金もあり、自主財源もあるという世界の中で、全体として

社会保障の姿をどうしていくかということは、お互いに協議をして、きめ細かい、それこそ川端大臣も言われましたが、社会保障のセーフティネットを作っていかなくはなりません。我々は地方の単独の仕事における役割も十分に認識させていただいております。信用できないと言われるかもしれませんが、こういう会議は今までなかったわけですから、それをどの分野はどの費用で賄うかということまで話し合っていけば、かなり視点は見いだせるのではないかとということで、御理解をいただきたいということでもあります。

(福田総務大臣政務官) 中村知事、どうぞ。

(中村愛媛県知事) 名指しで申し訳ないですが、辻厚生労働副大臣の答弁は正に事務方のお話ではなかったかと思いました。今まで2回やった我々の言葉、思いを受け止めていただけていないというのが率直な感想です。本当に一回、地方に来てください。どうしているかが分かります。厚生労働省の事務方の皆様も、余り来ていないはずで。本当に厳しい生活環境に、日々一生懸命向き合っています。特に県よりも市町村の現場です。何が起きているかを知った上で、話をさせていただきたい。知っていたらこんなに冷たい話はないと、私は正直思います。

これについては、川端大臣や五十嵐副大臣からも賛否は別として、地方の声、実情というのは、この会を通じて受け止めたという発言がありました。本当に大前進だと思えますし、まだこの時点で一致点を見出しているわけではないですが、是非事務方の資料と発言で判断をしないでいただきたいと思えます。やはり生きた情報は、地方の現場が持っているということを改めてお伝えさせていただきたいと思えます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

母袋上田市長、どうぞ。

(母袋上田市長) 今日はありがとうございます。前回初めて私も出席をさせていただいて、戦闘調ではなくソフト調で申し上げたいと、そんなことを申し上げました。

今お聞きしていて、正直、理解できる点とそうでない点と、両論あるということです。これが今回のブリーフィングのまとめに出てきていると強く感じて、正直に言うとな不満が残りました。数字的な問題として、5.1兆円にしても3.8兆円にしても、新たに今2.6兆円という話も聞きましたので、何なんだろうということです。確かに社会保障は国民一人一人、万人が充実してほしいと願っているのは間違いないわけで、これは完全に共有できると思えます。

あとは先ほど川端大臣も言われた、単に対象か対象でないかということより、役割ということに重点を置くというのも一つあります。それから、人生のライフサイクルにおいて、セーフティネットに穴があってはいけないわけですから、やはりネットがずっとシームレスでつながることが求められていると思うわけで、その詰めに是非とも今回、こういういいチャンスで、今日で終わりかもしれませんが、今後、地方側と行っていただきたいと思えます。このような要望をまず申し上げたいと思えます。

そういう中で当然、調査の中で6.2兆円という数字が出てきまして、これをどうするかという議論はいろいろな見方がありますが、財源の限りがあることも勿論事実であります。ですから、我々ができるだけ納得でき得るようなプロセスを経て、落ち着くべきところに落ち着くということかと思えます。正直このくらいの気持ちでいます。それには、私どもも第一歩が大事であります。それは私も副会長という立場で責任を負っている中では軽々に言いにくい面もありますので、分かりましたというわけにはいかないと正直感じました。

そんな中、先ほどからいろいろ出ていますが、人件費の問題、とりわけ保健師や保育士の問題は前回申し上げました。そのことについて、人件費だから駄目というスタンスはいかがなものでしょうか。これはきつく感じます。例えば臨時雇用の国の資金を使って県から認めていただき、今般民間の保育士、とりわけ前回言いました、発達に問題がある、あるいは障害のある、こういう子どもたち、園児を見るのに、臨時雇用で見ていただきたいということで、2年間お願いしました。

そうしましたら反応は、まず保護者からは大変なウェルカムの評価が高いのです。園設置者としても絶対に必要ですということです。そういう問題を持っている子どもがそれだけ多いということです。したがって、それを受けて、先般懇談会をしましたら、市単独でもいいから引き続きお願いしたいという強い要望があったということです。これは正に人件費です。しかし、サービスの中で本当に大きなウェイトを占めているということにおいて、是非その辺については御理解いただきたいと思っています。

辻副大臣から、制度として確立しているものをまず優先したいというお話もありました。これは優先するかしないかというのは今後の議論と私は思っていますが、制度として確立しているかいないかが問題ではないと思います。現場でどんな役割を市町村や県が果たしているのでしょうか。そこに視点を置いて考えていただきたいということです。

最後ですが、この論点整理の中で両論併記ということで、正直に言うと国側、政府側と我々地方側がぶつかって、そのままという結論です。ここに先ほど中村知事が言われた、もっと高いレベルで政治的な判断でこれから行われるということが加わります。これはこれでいいかも分かりませんが、正直この両論併記はある意味でフィフティー・フィフティーです。我々がこれだけ主張しているのだから、是非とも少し我々にウェイトを置いた表現を求めたいと強く感じていますので、よろしく願いいたします。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、地方側で残り4人の方にお話をいただいて、また国の方からお願いいたします。

では、石鳥取県日吉津村長、どうぞ。

(石鳥取県日吉津村長) このたびの整理の中で、先ほど川端大臣が言われましたが、国民にいかん理解を得るかということについては、地域の住民生活を考えると消費税を上げられるような状態ではないということは事実であります。本当に雇用や経済が疲弊していますので、厳しい政治判断をなさっていくだろうと思うわけであります。ただ、地方は地方として国の制度を補完しながら、その隙間を本当に精一杯やらせていただいていると思っています。

前政権の際に行革ということで、私のところでも職員数を10%切って運営し、給与費も自主的なカットを行いました。我が村はこの10年間で人口が8%増えていますが、職員数は増やしておらず、保健師や社会福祉士などの専門職を増やし、一般行政事務職を10%以上削減しているという状態です。

隣にある合併された人口1万2,000人の町では職員を3割削って70%でやっていらっやいます。その団体では保健師や社会福祉士を増員されており、この30%は合併前の大小がありましたので、ウェイトとしては小さい方の町の職員が全部なくなったという数字であります。その部分で保健師や社会福祉士の人件費をまかなっており、その分野での取り組みは医療費の抑制につながるわけありますので、それを一生懸命やっているわけです。その点は認めていただきたいと思ひます。

今回の3.8兆円の中で高齢者福祉費が厚生労働省の整理では含まれないということですが、介護保険のこれからの改正の方向は私も正しくそのとおりで思っており、要介護状態にならないように地域包括ケアシステムという考え方が出されているわけです。いかに要介護状態にならないようにするか。地域の中で生活し続ける限界点を引き上げる対策については、地域の中でどうやって支えるのかということと関連しますので、やはりその辺はそれぞれの地域の取り組みを評価し、御理解をいただきたいと思ひているところであります。

前回は訴えきましたが、国保の一般会計の繰入れ、保育士等専門職の人件費、民生委員の研修費等はこの論点整理の3.8兆円の中に、更には5兆円の中に入っているかどうかということ、再度確認をしておきたいと思ひます。以上です。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

では、あと3人、できれば手短にお願いいたします。

(林広島県議会議長) 川端大臣から発言がありましたが、国民から見れば、社会保障のこの分野が国の制度で、あるいはこの部分が地方の制度であるという認識は全くなないと私も思っています。あらゆるセーフティネットは国が、地域の実情に合った細かいネットは地方が担っている現状であり、一体となった社会保障が維持できるような合理的なニーズが認められる地方単独事業は安定財源の対象となるよう措置すべきであり、我々県議会とすれば、是非ともそのようにお願いをしたいと思います。

そこで今、辻副大臣のお話がありましたが、そのように言われるなら、地方に出てきていただいて、国がそういうものは駄目だと決めたのだと言ってもらわないと、我々

はもうどうにもなりません。お手上げ状態です。辻副大臣がそこまで言われるのなら、どうぞ我々のところへ出てきていただいて、このように決めたからと言っていただくように、是非お願いをしたいと思います。以上です。

(福田総務大臣政務官) 林広島県議会議長、ありがとうございました。

それでは、次に水野八王子市議会議長、お願いいたします。

(水野八王子市議会議長) 市議会議長会の水野であります。

今、6.2兆円、5.1兆円、その後3.8兆円、2.6兆円という数字が出てきていますが、元から言うと、はっきり言って半分以下ですというようなお話で、ただ、400億円よりは少しは向上したのかなとは思いますが、地方のサービスを給付するには人件費は違うという発想で、官の肥大というのは国の中の話であって、我々地方で官の肥大などということは、はっきり言って一切ありません。本当に正規職員を減らし、臨時職員対応とか、そういうことで全てやっているわけです。

現実的には、保育士やそういう方たちも正規の職員を雇えません。要するにパート扱いで、臨時職員扱いの保育士資格を持っている方を選んで各施設に配分しており、そこまで努力をしていることに対して、官の肥大という考え方というものがどこから出てくるのかと思います。末端の我々市町村に官の肥大ということは絶対に有り得ませんので、この発想は国の中の発想の言葉であって、この辺りを考えていただきたいと思います。マンパワーでサービスする我々市町村は、マンパワーがなければサービスできないわけですから、単純に言って、人件費の削減は本当に考え直しをしていただきたいと思っています。以上です。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございました。

続きまして、松本奈良県田原本町議会議長、どうぞ。

(松本奈良県田原本町議会議長) 社会保障と税一体改革の検討に当たり、これまでの政府側の対応を見ますと、地方を軽視していると言わざるを得ません。特に12月8日の第2回分科会で提出された厚生労働省の提出資料は、11月17日の第1回分科会で非公表とされ、政府内で調整することと明言していたにもかかわらず、ほとんど変えずに再提出し、更に本日、政府側の資料についてもこれまでの内容と変わっていません。地方側の代表は12月の議会で忙しい中、分科会の重要性を踏まえて最優先で出席しています。地方側が提出した資料に対する政府の具体的な考えを示すなど、誠意ある対応をしていただき、実りある会議にさせていただきますようお願いを申し上げます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございました。

五十嵐副大臣、どうぞ。

(五十嵐財務副大臣) 皆様のお考えは良く分かりますが、看板が付いていたら何でもいいということは違います。例えば昔は環境なら何でも良かったので、結果として世界のごみ処理場の7割が日本列島に集まって、ダイオキシンが発生してしまったとい

うこともありますし、例えば先ほど発達障害の話があって、これは重要な問題ですが、臨床心理士を学校カウンセラーとして派遣をする事業を文部科学省でやっていますが、これは時給5,000円です。本当に役に立っているかどうかと現場の声を聞くと、どうも若い方が来て時給5,000円でやっていきますが、本当に役に立っているかどうかは分からないという声の方が強いです。看板が良ければ何でもいいということです。福祉分野なら何でもいいというわけではなくて、選択と集中、重点化、効率化によって、国民にとって何が最適なのかという観点から考えなければいけません。これは国も地方もないので、国も地方も一緒に見直して考えていきたいと思います。

確かに人件費の使い方について、国と地方では見方が違います。直接サービスに使うという分野もあるでしょう。しかし、その中でもきちんと見ていかないと、国民にとって費用を負担するに見合っているかどうかということの視点を常に忘れてはいけません。そういう意味から事業についてかなりきっちりと、科学的に効率性を図っていく必要があるのではないのでしょうかということを申し上げます。

(福田総務大臣政務官) 中村知事、どうぞ。

(中村愛媛県知事) 今は県知事の立場ですが、県庁というのは余り県民がダイレクトには来ません。ところが、市町村は日々わっさわっさと押しかけてきます。私が市長をやっている時に一番感じたのは、市民ダイレクトのいろいろなチェック機能が働くということです。ですから、無駄な事業をやるとすぐにやり玉に上げられるような世界で、その中で事務事業評価を毎年やり、例えば事業であれば未来永劫存続するもの、中身を変えるもの、あるいは期限付きでやるものや速やかにやめるものなど、常にそのリニューアルの力を働かせないと、市民から信頼を得ることができない職場でした。

一方、国の役所はどうなっているかというと、昔みたいに自由に出入りもできません。身分をきちんと明かさないと入れません。行く度に何か機械が設置されたり、どんどんハードルが高くなっていきます。あの機械を見ると、国民の声は聞きませんという門に思えて仕方がありません。ですから、本当に実際の生の声が届いているのかどうか、私は全く理解できないようなところがあります。地方は皆様が思っている以上に厳しい目にさらされる中で、無駄遣いがないよう評価を繰り返しながら事業実施しているということは是非知っていただきたいと思います。それは市が特にそうであると思います。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございました。

石村長、どうぞ。

(石鳥取県日吉津村長) 保健師の活動を今引き上げたら、住民は誰も納得しません。我々は適当に雇っているわけではありません。町村は保健師を引き上げることはできないだろうと思われているとすれば心外です。保健師は必要です。

(五十嵐財務副大臣) 保健師の話をしているのではなくて、学校の臨床心理士を時給5,000円で雇っていますが、本当にそれに見合う実績や効果が上がっているのかという観点があります。そのような観点も、要するに教育や保健や社会保障に係る分野の人員費だから何でもいいというわけではないでしょうというお話をしているだけですから、保健師のことを言っているわけではありません。

(母袋上田市長) 今の関係は認識が違います。文科省の臨床心理士の話は、私はその役割については詳しくは分かりませんが、今、現場で起きていることは、福祉と教育の連携がまずできていないということです。それで人手不足です。要するに医者から含めて、病める子どもを診てくれる人がいません。それで結果はどうなっているかというと、上田市の特殊性が良く分かりませんが、医師に診てもらえるのは2か月後です。お母さん方が相談に来られてセンターを作りました。相談に乗って、次はこういう先生に診ていただきます。現場は2～3か月後にならないと医師がいません。

したがって、こういう問題はどうかと言いますと、地方ではとても無理です。ですから、今、県に言って、知事も一生懸命それを一緒にやろうと、こういうことを言ってくれている現実があるということをして是非この際、臨床心理士の問題だけではなく、御認識をいただきたいと思います。

(五十嵐財務副大臣) 単独事業ではありません。これは国の補助事業です。

(福田総務大臣政務官) 中村知事、どうぞ。

(中村愛媛県知事) むしろ地方から上がって、こういうものが必要だという形で、配置が認められたものは有効に機能していますが、中には国の方から、こういうものを配置することに決まったからということで下りてくるものがあります。この方が無駄は多いです。それが合致しているかどうかは分かりませんが、そういうものの方が怪しげなものが多いという感じがします。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

では、そろそろ辻副大臣が答弁してよろしいですか。辻副大臣からお願いいたします。

(辻厚生労働副大臣) 先ほど最初に御質問がありました個別のことを申し上げておきますと、私どもとしては総務省の6.2兆円を分析させていただきました。社会保障分野に属するもので、かつ社会保障四分野に相当するものということで考えました時に、3.8兆円ということを上げたわけですが、御質問がありました介護予防はそこに入っています。国民健康保険の関係は医療ということで入っています。保育士関係も子育て等の関係で入っています。ただし、先ほどありました保健師の部分は、四経費の対象ではないという考え方の下に入っていないということになります。

それから、意見になりますが、これまでも御指摘をいただきましたように、厚生労働省に係るものとして、国保の保険財政などを象徴的に、本当に地方の財政は大変であるということをお自身も思っているということでありまして、そのことについての

認識、理解は人後に落ちないものでありますし、今次、消費税の引き上げという大きな国民負担の増大に当たって、当然地方の財源に充てるべしという御主張もむべなるかなと私も思っています。

そのことを私どもは閉ざしたり、否定しているということでは全くないわけでありまして、消費税の引き上げの使途の配分については、これから国と地方の協議の場で結論を導いていただくことと思っているわけです。私ども厚生労働省は社会保障に責任を持つ役所でありますので、その結論を導いていただくに当たりまして、これまで厚生労働省でしていた社会保障の定義、とりわけ社会保障給付費の定義というものもありますし、6月に決められました一体改革の成案の中で、考え方として制度的に確立された四経費に充当するという方針を出していますから、そういったこれまでの算出のやり方と一体改革の方針を当てはめて考えるならば、そういうことになることを一つお示しさせていただいて、その上でトータルとしての政治的な判断も含めての結論を導いていただければという趣旨で出させていたいただいたところでありまして。ある程度実務的と言いますか、技術的なところになっている部分もあるかもしれませんが、どこかで誰かがそういった整理の上に、議論をしていただければという思いでありますので、その点については御理解をいただければと思っています。

(福田総務大臣政務官) 中村知事、どうぞ。

(中村愛媛県知事) 今、社会保障に責任を持つという御発言があったので、これは重く受け止めさせていただきたいと思えます。正にこの社会保障に責任を持つというのは、国と地方が一緒になって責任を持つということなので、その中で整理をするということのお話の中で、そもそもの今回の整理に活用した物差しが現場からかけ離れているということを我々はこの2回にわたって主張してきたつもりです。そこの食い違いがまずあるということこそ是非御認識いただきたいと思います。ですから、四分野と言われましたが、私どもからするとあくまでも障害者福祉も格差問題も含めて考えるべき課題です。社会保障というのはそういうものではないかということも繰り返し主張し、その分が6.2兆円になっているという前提です。

私が心配になってきたのは、この3.8兆円です。最初に戻りますが、3.8兆円を示された後に、こういう基準があって、どうのこうのと説明がありまして、2.6兆円、また更に縷々説明がありました。やはりこれは400億円のベースデータではないでしょうか。違いますか。それとも、この段階で地方の単独事業について、3.8兆円は有意義であるというところを出した数字でしょうか。そこを確認させていただきたいと思えます。

(福田総務大臣政務官) 辻副大臣、どうぞ。

(辻厚生労働副大臣) 社会保障に責任を持つというのは、勿論、国と地方で一緒に支えていくわけですが、専ら社会保障給付費の統計は厚生労働省として研究所で出しているといった意味で申し上げたところではあります。

ベースデータで400億円とありましたが、400億円も当然その3.8兆円の中に入っているところでありまして、私どもは言いましたように、今までの社会保障給付費の統計の取り方と今度の四経費を一つの方針として当てはめるなら、そういう分類になるということを申し上げているのであって、それをどうするかというのは、これからの協議の結果によるものであり、私どもとしては、その整理をさせていただいたということでありまして。

先ほど言われましたとおり、一体改革の成案の方針についてのお考えはあるかもしれませんが、一体改革の成案の中では制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用という、この四経費に充当するという事になっているわけでありまして、そこから外れたものについては対象としないという考え方で整理をさせていただいたということでありまして。そもそもその四経費自体の捉え方はどうかという議論があるかもしれませんが、私どもとしては、それを一つの方針として考えた時に、そうなるということをお願いしたということでありまして。

(福田総務大臣政務官) 中村知事、どうぞ。

(中村愛媛県知事) ますます心配になってきましたが、3.8兆円は何なのですか。今のお話を聞くと、場合によっては、これがまた400億円になるという可能性を示されたような発言に聞こえました。

(辻厚生労働副大臣) どこを消費税に充てるかや、幾らにするかは私の判断ではなくて、私どもはその一つの素材として提供しているだけでありまして、何もどうせよという気は毛頭ないわけですが、改めて申しますと、6.2兆円が地方単独事業にあたるという総務省の調査をやったわけですが、その中で社会保障の分野に属さないのではないかと思われるものを除いて、社会保障分野に属するものの範囲を用いまして、それを四経費と考えます。この四経費の捉え方も議論があるかもしれませんが、私どもとして四経費に当たるものということで、社会保障の分野に属するものというように地方単独事業を分類しましたところ、3.8兆円だったということになるわけでありまして。

(中村愛媛県知事) 先ほど物差しの問題について申しましたが、社会保障というのはあくまでも障害者福祉や格差等々の問題も含めて考えるべきであるという姿勢です。それは、はっきりと申し上げさせていただきたいと思っております。

それから、3.8兆円の根拠はデータも何もありませんから、精査のしようもありません。我々は現場の立場から6.2兆円というのを積み上げたつもりですし、最初は7.何兆円と言いましたが、精査して、これは当てはまらないだろうということをきちんと削りながら絞り込んだということで、6.2兆円があるということが地方の今の立場であるということをはっきりと明記させていただいて、私の発言は終わりたいと思っております。

(福田総務大臣政務官) 辻副大臣、どうぞ。

(辻厚生労働副大臣) 恐縮ですが、障害者福祉という御指摘がありました。私どもも勿論大事です。その財源の確保のために頑張る立場でもあります。ただ、恐縮ながら一体改革の成案の中では、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付費並びに少子化に対処するための施策に要する費用が四経費となっていますので、その範疇の中には障害者福祉は入らないという理解に至らざるを得ないということでありまして、だからいいということを行っているのではなくて、この一体改革の方針の線を持ち込めば、延長線でそうなります。そして、社会保障統計のルールでそうなります。その分類を申し上げたということでありまして。

(福田総務大臣政務官) よろしいですか。それでは、恐縮ですが、司会の方で整理をさせていただきます。

今、辻副大臣から言われたように、今回の社会保障と税の一体改革では、年金、医療、介護、子ども・子育ての四分野に限って議論をしてきて、成案としてまとめたということです。今回は地方の単独事業について調査をさせていただきましたが、今、知事たちから話がありましたように、その分野以外の総合福祉、高齢者福祉、障害者福祉、就労促進、貧困・格差対策で、これを全部含めて6.2兆円です。今日は総務省の話で5.1兆円と出たのは、医療と介護と高齢者福祉と子ども・子育てだけで5.1兆円ということでありまして、そこから厚労省の話が3.8兆円、更にその先の絞り込んだ話が2.6兆円ということで話が出てきたということでありまして、それは事実関係として是非御確認をいただければと思います。あとはいろいろな議論をしてまとめていくということになると思いますが、時間が来ましたので、この辺で議論を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に藤村会長からお願いをいたします。

(藤村内閣官房長官) 本日も本当に熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

今日は実は、社会保障・税に関する5大臣会合をやりました。総務大臣、古川社会保障・税一体改革担当大臣、厚生労働大臣、財務大臣も入ってまして、私が間に立つ調整役ということでやりました。この中の議論は、今日のこの議論と直接的には違いますが、役所がいろいろと資料を出してやってきます。これはこれで、それぞれの立場で正しいですが、最終的には中村知事に今回も言っていただきましたように、地方と国の皆様、特に政治家同士の議論というものが非常に重要であるということは、我々も十分承知しています。

今日は3回目の分科会でありました。まだ何か決まったとか、溝が埋まったとは思いませんが、これらを更に整理いたしまして、5大臣会合というのがありますが、それより前に、これらの3回の議論を総括して、国と地方の協議の場に、川端大臣から

御報告をしていただきます。そういうことで、それまでに更に調整はしていきたいと考えています。

冒頭に中村知事にも言っていただいたとおり、これは本当に納税者の理解を得なければ、まず消費税増税なども有り得ないというこの原点は我々も十分承知しながら、本当に政治家としてきちんと、こういうものについても、ただいつまでもぐずぐず延ばすのではなしに、結論はしっかり出していくということを申し上げたいと思います。

本日も本当に先般から間がありませんでしたが、お集まりをいただきましたことを改めて感謝申し上げます、終わりとさせていただきます。本当にありがとうございました。

(福田総務大臣政務官) これをもちまして、本日の「社会保障・税一体改革分科会」を終了いたします。本日の会議内容につきましては、私よりマスコミへのブリーフィングを行いたいと思います。また、本日の会議資料につきましては、明朝10時にホームページにて公表することといたしています。どうもありがとうございました。

(以上)